



土地改良区連合だより

足羽の清流

足羽の大地をうるおす恵みの水が
21世紀の農業農村とくらしを守る



一乗谷あさくら水の駅体験農園で
行われた小学生の田植え体験の様子

目次

理事長あいさつ	1
令和6年度 第95回臨時総会	1
令和6年度 第96回通常総会	2
令和7年度予算	2
令和5年度決算	3
役員補欠選任	3
施設更新積立計画(素案)について	3
水管理について	4
間断かんがいについて	4
土地改良事業について	5
お願い・お知らせ	5~7

理事長あいさつ

足羽川堰堤土地改良区連合 理事長 澤井 照男



組合員の皆様には、日頃より足羽川堰堤土地改良区連合の事業運営に対し、ご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、能登半島地震をはじめ、豪雨災害の多発、猛暑日が続くなど、大変な1年でありました。今年も2月に遅い大雪に見舞われるなど、異常気象が心配されるところです。国においては、気象変動による災害リスクの増大、農村人口の減少や農業水利施設の老朽化が進行する中、農業生産基盤の整備及び保全を的確に実施出来るよう土地改良法の見直しを行い、今国会で成立しました。当連合としても有利な制度を見極めながら、施設の機能保全対策に取り組んでまいります。

平成20年度に完成した現在の頭首工は、既に令和元年度には水管理システムの更新、令和5年度には本川ゲートのワイヤーロープの更新を行いました。更に、昨年度には土砂ゲートの電動機が突然故障し、国の突発事故復旧事業により電動機の更新を行ったところです。

このように、老朽化は確実に進んでまいります。頭首工の不具合により用水供給が止まることのないよう、また、大雨の際に河川事故災害が発生しないよう機能保全していくことが当連合の絶対的使命であります。

必ず更新は必要となります。施設更新事業に備えた計画的な積立は国から指導もあります。当連合としても、積立を早期に実施することで、突発的な事故の際にも、将来の大規模な更新事業の際にも、負担が急増しない体制を構築すべくその準備として、今年2月の当連合の通常総会で施設更新積立金管理規程を決議いただきました。次年度から積立が実施出来るよう施設更新積立計画を検討してまいります。

結びに、足羽川用水は地域の宝であり農業者の命です。次世代に良好な状態で引き継いでいくため、皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度 第95回臨時総会

令和6年8月9日(金)、足羽川頭首工管理事務所において、第95回臨時総会を開催しました。議員39名中(欠員1名)34名の出席(うち書面議決書6名)をいただき、提出されました4議案いずれも、承認及び原案のとおり可決されました。

提出議案

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 議案第1号 | 『令和5年度 事業報告・一般会計収支決算並びに財産目録』承認について |
| 議案第2号 | 『土地改良施設突発事故復旧事業 応急工事計画書』承認について |
| 議案第3号 | 『令和6年度 一般会計収支補正予算(案)』承認について |
| 議案第4号 | 『役員の補欠選任』について |
| 報告第1号 | 『監査報告』について |

令和6年度 第96回通常総会

令和7年2月19日（水）、足羽川頭首工管理事務所において、第96回通常総会を開催しました。議員37名中（欠員3名）34名の出席（うち書面議決書3名）をいただき、提出されました12議案いずれも、承認及び原案のとおり可決されました。

提出議案

議案第1号	『令和6年度 第2回 一般会計収支補正予算(案)』承認について
議案第2号	『令和7年度 事業計画・一般会計収支予算(案)』決議について
議案第3号	『令和7年度 分担金の賦課徴収方法とその時期』決議について
議案第4号	『令和7年度 一時借入金の最高限度額及びその借入方法』決議について
議案第5号	『令和7年度 金銭預入先金融機関』決議について
議案第6号	『役員の補欠選任』について
議案第7号	『定款の一部変更』決議について
議案第8号	『役員選任規程の一部変更』決議について
議案第9号	『規約の一部変更』決議について
議案第10号	『会計細則の一部変更』決議について
議案第11号	『他目的使用並びに手数料徴収規程の制定』決議について
議案第12号	『施設更新積立金管理規程の制定』決議について
報告第1号	『監査報告』について

令和7年度予算

一般会計

収 入	
款	予算額(千円)
1. 土地改良事業収入	39,024
2. 附帯事業収入	6
3. 基本財産運用収入	460
4. 特定資産運用収入	40
5. 補助金等収入	62,655
6. 交付金収入	40,000
7. 雑収入	3
8. 特定資産取崩収入	200
9. 繰越金	17,000
合 計	159,388

支 出	
款	予算額(千円)
1. 土地改良事業費支出	109,216
2. 一般管理費支出	29,833
3. 借入金返済支出	1,979
4. 支払利息	89
5. 特定資産積立支出	13,404
6. 予備費	3,000
7. 繰越金	1,867
合 計	159,388

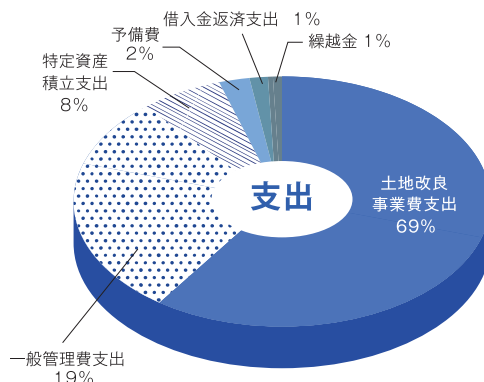
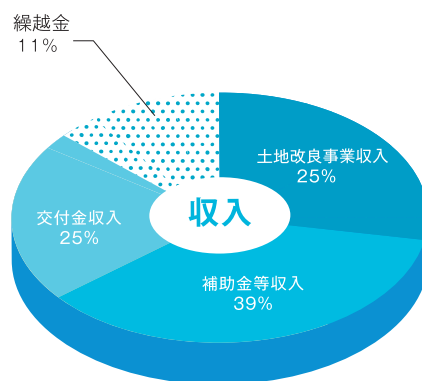
積立金

堰堤維持費積立金

37,337,312円

退職給与積立金

2,159,899円



令和5年度決算

一般会計

収入	
款	決算額(円)
1. 土地改良事業収入	34,598,392
2. 附帯事業収入	6,500
3. 基本財産運用収入	420,000
4. 特定資産運用収入	6,697
5. 補助金等収入	126,787,002
6. 雑収入	555,556
7. 借入金収入	10,000,000
8. 特定資産取崩収入	9,010,000
9. 繰越金	14,210,023
合 計	195,594,170

支出	
款	決算額(円)
1. 土地改良事業費支出	147,790,810
2. 一般管理費支出	22,161,707
3. 固定資産取得支出	179,300
4. 特定資産積立支出	10,224,114
5. 予備費	0
合 計	180,355,931

歳入歳出差引残額15,238,239円を令和6年度へ繰越

役員補欠選任

理事の退任に伴い、第95回臨時総会において補欠選任されました。任期は令和6年8月13日から令和9年10月31日までです。

理事

被選任区	選任者	退任者
足羽三ヶ土地改良区	藤田 佳光	川江 豊

監事の退任に伴い、第96回通常総会において補欠選任されました。任期は令和7年2月20日から令和9年10月31日までです。

監事

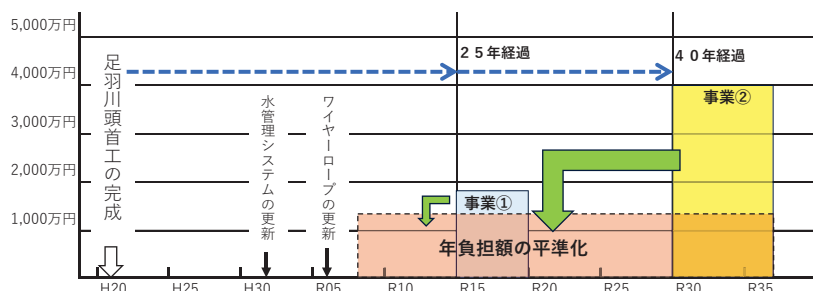
被選任区	選任者	退任者
社江守土地改良区	中東 和栄	辻 義則

施設更新積立計画(素案)について

頭首工の耐用年数は、堰柱コンクリートや本川ゲート扉体で40年、開閉装置で25年、水管理システムで15年とされており、適期に施設更新事業を行い、施設機能を維持していく必要があります。

現在のところ、頭首工完成後25年が経過する令和15年度から事業①(約6億円)、40年が経過する令和30年度からは事業②(約21億円)を見込んでいます。事業実施が決まってからでは負担額が高くなりますので平準化し、年積立額として10aあたり500円～700円程度で検討しているところです。

年負担額 (地区面積: 1,944.6ha)



施設更新事業の概要

事業① (予定工期: R15～R19) 事業内容: 開閉装置、水管理システム 他 概算事業費: 約6億円 負担額: 約0.9億円 (15%) 年負担額: 約1,800万円 (5年間)	施設更新積立計画(素案)は、今年度の通常総会に提出する予定です。
事業② (予定工期: R30～R37) 事業内容: 本川ゲート、開閉装置、水管理システム、分水工 他 概算事業費: 約21億円 負担額: 約3.2億円 (15%) 年負担額: 約4,000万円 (8年間)	

※概算事業費は、H29年度策定の機能保全計画による。

水管理について

足羽川頭首工における 最大取水量及び取水期間

期 間	かんがい期			非かんがい期
	4/1~ 4/20	4/21~ 5/5	5/6~ 9/30	10/1~ 3/31
最大取水量 (m/s)	5.762	9.368	7.567	4.994

用水の断水・減水について

次のような場合、用水を断水・減水することがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。また、断水後の通水は水路の安全を確認し行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 1 管内に大雨注意報または警報が発令された際、足羽川の水位が急激に上昇した際などにより、用水路が溢水する恐れがあるとき。
- 2 足羽川の水量が減少し、必要水量が確保できない恐れがあるとき。(間断かんがい)
- 3 管内施設の点検・整備、公共工事等で必要があるとき。

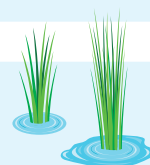
間断かんがいについて

今後の天候によっては、足羽川の水量が減少し、各受益地への用水需要が困難になると予想されます。

その場合、通水表のとおり、各用水を交互に24時間断水(減水)する方法で、間断かんがいを実施します。

なお、防火用水および生活用水として、最低限の水量は確保するように努めますが、節水へのご協力と、火災等に十分ご注意くださいようお願いいたします。

- 断水は、午後5時から翌日午後5時までの24時間。
- 必要水量が確保できている場合は実施しません。
- 当日の取水の状況は、足羽川堰堤土地改良区連合ホームページ
(<https://www.asuwagawayousui.jp/>)にて確認できます。



ホームページはこちら

【令和7年度 間断かんがい通水表】

6 月	14 (土)	15 (日)	16 (月)	17 (火)	18 (水)	19 (木)	20 (金)	21 (土)	22 (日)	23 (月)	24 (火)	25 (水)	26 (木)	27 (金)	28 (土)	29 (日)	30 (月)
断水系統	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B
7 月	1 (火)	2 (水)	3 (木)	4 (金)	5 (土)	6 (日)	7 (月)	8 (火)	9 (水)	10 (木)	11 (金)	12 (土)	13 (日)	14 (月)	15 (火)	16 (水)	17 (木)
断水系統	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
7 月	18 (金)	19 (土)	20 (日)	21 (月)	22 (火)	23 (水)	24 (木)	25 (金)	26 (土)	27 (日)	28 (月)	29 (火)	30 (水)	31 (木)			
断水系統	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C		
8 月	1 (金)	2 (土)	3 (日)	4 (月)	5 (火)	6 (水)	7 (木)	8 (金)	9 (土)	10 (日)	11 (月)	12 (火)	13 (水)	14 (木)	15 (金)	16 (土)	17 (日)
断水系統	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A
8 月	18 (月)	19 (火)	20 (水)	21 (木)	22 (金)	23 (土)	24 (日)	25 (月)	26 (火)	27 (水)	28 (木)	29 (金)	30 (土)	31 (日)	9月以降		
断水系統	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	全線通水予定		

系 統	関 係 用 水
A	徳光用水、足羽四ヶ用水、足羽三ヶ用水
B	酒生用水
C	六条用水、社江守用水、木田用水



土地改良事業について

■ 土地改良施設突発事故復旧事業(団体営)

工事内容:足羽川頭首工土砂吐ゲート電動機更新

工 期:令和6年度

事業費:8,910千円

地元負担:268千円(3%)

※負担金は積立金で充当しました。



故障した電動機



用水路への転落にお気をつけください



足羽川堰堤土地改良区連合



お願い

用水路を流れる生活ゴミや刈草が多く、
下流地区でこの除去に苦勞しています。
「足羽の清流」を保つため、皆様のご協
力をよろしくお願いします。



除塵機であげられた不燃物

除雪作業で水路内へ投雪され、用水の溢水被害が発生
しています。
除雪した雪を水路内に入れることのないようご協力を
お願いします。



賦課金について

令和7年度における賦課金単価と納期限は下記のとおりです。

組合員の皆様からご理解をいただき、賦課金納入にご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年度賦課金単価

※事業費負担金は、ストマネ事業で実施した水管理システムの更新及び
基幹水利施設補修事業で実施したワイヤーロープの更新

徳光用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	376.3 円
連合費賦課金	1,260.0 円
事業費負担金	306.8 円
特別事業費負担金	256.9 円
合 計	2,200.0 円

※特別事業費負担金は、ストマネ事業で実施した除塵機・木柵補修

六条用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	500.0 円
連合費賦課金	1,260.0 円
合 計	1,760.0 円

※事業費負担金及び特別事業費負担金(木柵補修)は
転用決済金積立資産を取り崩して充てています。

木田用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	520.0 円
連合費賦課金	1,160.0 円
事業費負担金	106.0 円
合 計	1,786.0 円

※連合費賦課金の一部及び事業費負担金(水管理システム)は
転用決済金積立資産を取り崩して充てています。

足羽三ヶ土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	874.1 円
連合費賦課金	1,260.0 円
事業費負担金	307.0 円
償還金賦課金	4,776.7 円
合 計	7,217.8 円

酒生用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	255.0 円
連合費賦課金	1,260.0 円
事業費負担金	312.4 円
合 計	1,827.4 円

※特別事業費負担金(除塵機・木柵補修)は転用決済金積立資産を
取り崩して充てています。

足羽四ヶ用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	560.0 円
連合費賦課金	1,260.0 円
事業費負担金	308.0 円
合 計	2,128.0 円

社江守土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	660.0 円
連合費賦課金	1,260.0 円
事業費負担金	312.0 円
圃場整備賦課金	1,713.0 円
合 計	3,945.0 円

※圃場整備賦課金は関係組合員のみとなります。

徴収期日

令和7年6月30日(月)

口座引落日

令和7年6月25日(水)

※期日を過ぎると延滞金がかかります。

※振込手数料がかかる場合は各自ご負担願います。

※口座振替をご利用の方は、引落日までに残高の確認をお願いします。

※口座振替を新たにご利用になる方は、当事務所にて手続きをお願いします。ただし、福井県農協の口座に限ります。

次の場合には必ず**土地改良区に届出**をお願いします

賦課金は、当該年度の4月1日現在の組合員名簿及び土地原簿面積に基づき賦課します。変更がある場合は3月31日までに届出てください。

1 組合員の資格等に変更があった場合

※組合員資格得喪通知書を提出してください。

※提出がない場合には従前の人に賦課金がかかります。

- ・農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
- ・農業者年金等による経営移譲
- ・生前一括贈与または死亡による名義変更
- ・住所、振替口座等の変更

2 土地改良施設を使用する場合

※水路占用許可申請書を提出してください。

※占用料を徴収します。

- ・用水路に橋を架ける時 等

3 農地を転用する場合

※地区除外申請書を提出してください。

- ・田んぼを宅地等へ転用
- ・公共用地(道路等)買収による転用

■ 転用決済金

施設の維持管理費用は、農地にかかる賦課金でまかなっています。農地が減少することにより、残された農地に負担が集中しないように転用決済金(地区除外決済金)を徴収します。

土地改良区名	1㎡当り
徳光用水土地改良区	134.5円
酒生用水土地改良区	100 円
六条用水土地改良区	80 円
足羽四ヶ用水土地改良区	73 円
木田用水土地改良区	78 円
社江守土地改良区	110 円
足羽三ヶ土地改良区	107 円

※決済処理をした翌年度から賦課金がかかりません。

※申請がない場合、賦課金はかかり続きます。



足羽川堰堤土地改良区連合

徳光用水土地改良区／酒生用水土地改良区／六条用水土地改良区／
足羽四ヶ用水土地改良区／木田用水土地改良区／社江守土地改良区／足羽三ヶ土地改良区



〒910-2151 福井県福井市安波賀中島町2-2-1

TEL.0776-41-4132 FAX.0776-41-4133 Email.asuwaren@mx4.fctv.ne.jp